

鳥取県規制改革会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県規制改革会議（以下「規制改革会議」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第2条 規制改革会議は、規制の見直しに係る提案等に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）県における規制の改革に関する事項

（2）国に対する規制改革の要望に関する事項

（3）行政手続きの効率化に関する事項

（4）行政業務への民間活力の導入に関する事項

（5）その他規制の見直し等について必要な事項

（組織）

第3条 規制改革会議は、委員8名をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験等を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から平成31年3月31日までとする。

3 委員は再任されることができる。

（座長）

第5条 規制改革会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、規制改革会議を代表する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 規制改革会議の会議は、規制改革会議の庶務を行う所属の長が招集し、座長がその議長となる。

2 規制改革会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 規制改革会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じ、調査審議する事項について専門的知見を有する識者等を参考人として招聘し、その意見又は説明を聞くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第8条 規制改革会議の庶務は、鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課において行う。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、規制改革会議の運営に必要な事項は、規制改革会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。